

建設副産物適正処理推進要綱の改正について

14地第292号

平成14年6月18日

各地方農政局長 殿

大臣官房地方課長

建設副産物適正処理推進要綱の改正について

このことについて、大臣官房経理課長から別紙（写）のとおり通知があったので、お知らせする。なお、下記の文書については、添付を省略した。

14経第376号

平成14年6月13日

大臣官房地方課長 殿

大臣官房経理課長

建設副産物適正処理推進要綱の改正について

標記要綱については、「建設副産物適正処理推進要綱の制定について」（平成5年1月26日付け5経第76号大臣官房経理課長通知）及び「建設副産物適正処理推進要綱の改正について」（平成11年3月31日付け11経第771号大臣官房経理課長通知）をもって通知しているところであるが、国土交通事務次官から別添写しのとおり、同要綱の改正の通知があったので、お知らせする。

なお、貴管下の施設等機関、地方支分部局、独立行政法人及び特殊法人の長への通知については、貴職から願います。

平成 14 年 5 月 30 日
国官総第 122 号
国総事第 21 号
国総建第 137 号

農林水産事務次官 殿

国土交通事務次官

建設副産物適正処理推進要綱の改正について

標記要綱は、建設工事の副産物である建設発生土及び建設廃棄物を発注者及び施工者が適正に処理するために必要な基準を示し、もって建設工事の円滑な施工の確保及び生活環境の保全を図るため、平成 5 年 1 月に策定し、その後平成 9 年の廃棄物処理法の改正等を踏まえて平成 10 年 12 月に全面改定したところである。

今般、「循環型社会形成推進基本法」（平成 12 年法律第 110 号）の制定、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）（建設リサイクル法）の制定、「廃棄物の処理及び廃棄物の処理に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）の改正、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成 3 年法律第 48 号）の改正、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 12 年法律第 100 号）の制定等を踏まえ、より一層の建設副産物対策が実施されるよう同要綱を改正した。

貴職におかれては、今後引き続き、建設工事の発注に当たって仕様書に本要綱の遵守を明記する等建設副産物対策に遺漏のないよう措置されたく御協力を願いたい。